

山形県郷土館（愛称：文翔館）及び県政史緑地
指 定 管 理 者 募 集 要 項

令和 3 年 6 月
山 形 県

目次

1	募集の概要	1
2	施設の概要	1
3	指定管理者が行う業務	2
4	指定管理者募集に関する事項	3
5	経費に関する事項	7
6	審査及び選定に関する事項	7
7	協定に関する事項	10
8	調査及び指示	11
9	関係法令等の順守	11
10	情報公開について	12
11	指定管理者の指定の取消しに関する事項等	12
12	その他	13

山形県郷土館（愛称：文翔館）及び県政史緑地 指定管理者募集要項

山形県郷土館及び県政史緑地の効果的かつ効率的な管理運営を行うため、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年 3 月県条例第 11 号。以下「手續条例」という。）及び山形県郷土館条例（平成 7 年 7 月県条例第 36 号。以下「郷土館条例」という。）及び山形県都市公園条例（昭和 55 年 3 月県条例第 17 号。以下「都市公園条例」という。）に基づき、指定管理者を次のとおり募集します。

1 募集の概要

（1）施設の名称

山形県郷土館（愛称：文翔館）及び県政史緑地

（2）指定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（3）指定管理者の募集及び選定の方法

公募とし、申請者から提出のあった事業計画書の内容等について、山形県観光文化スポーツ部指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査したうえで、候補者を選定します。

（4）審査結果等の通知及び公表

審査結果は、申請者に対して通知するとともに、山形県ホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）、観光文化スポーツ部文化振興・文化財活用課のページへの掲載等により公表します。

（5）協定の締結

県は、県議会の議決を経て、選定された候補者を指定管理者に指定します。その後、指定管理者と細目について協議を行い、協定を締結します。

（6）問合せ先

山形県観光文化スポーツ部文化振興・文化財活用課 文化振興担当
〒990-8570 山形市松波二丁目 8 番 1 号
電 話 023-630-2306
F A X 023-624-9908
E-Mail 県ホームページ下部の「お問い合わせはこちら」から

2 施設の概要

山形県郷土館（以下「郷土館」という。）は、大正 5 年の竣工から 60 年間県政の中心であった県庁舎と県会議事堂がその使命を終えた後、昭和 59 年に国の重要文化財の指定を受け、昭和 61 年から復原工事を開始し、10 年間の歳月をかけて現在の姿に復原されました。以来、文化財の保存と公開、多彩な芸術文化活動の場の提供等を通じ、本県文化振興の中核としての役割を果たしています。

（1）設置目的

① 県民全体の文化遺産である郷土館を多くの人々に公開し、山形文化についての認識を深めても

らう。

- ② 郷土館及び県政史緑地（以下「郷土館等」という。）を県民の文化活動の場として提供することによって、文化の振興を図る。
- ③ 国指定の重要文化財である郷土館及び收藏する文化的資料を良好な状態で保存・管理する。
- ④ 郷土館と一体である県政史緑地を維持管理・活用し、県民に文化の薫り高い空間を提供する。

（２）所在地等

- ① 所在地 山形市旅籠町三丁目４番５１号
 - ② 建物構造（郷土館） 旧 県庁舎…石造及び煉瓦造、３階建
旧県会議事堂…石造及び煉瓦造、一部２階建
 - ③ 敷地面積 20,828 m²
 - ④ 建築面積（郷土館） 2,740 m²
 - ⑤ 延床面積（郷土館） 6,631 m²（旧県庁舎 5,482 m²、旧県会議事堂 1,097 m²、渡り廊下 52 m²）
 - ⑥ 駐車場面積（郷土館） 1,796 m²
 - ⑦ 県政史緑地の面積 15,621 m²
 - ⑧ 設置年月 大正５年６月
 - ⑨ 現指定管理者 公益財団法人山形県生涯学習文化財団
- ※ 詳細は別添「山形県郷土館（愛称：文翔館）及び県政史緑地施設概要書」を参照してください。

３ 指定管理者が行う業務（郷土館条例第 11 条及び都市公園条例第 15 条の 3 に規定する業務）

（１）郷土館に関する業務

- ① 来館者の案内等に関する業務
- ② 收藏品の管理及び展示事業の実施に関する業務
- ③ 郷土館条例第 3 条第 1 項の規定による施設等の使用の許可に関する業務、郷土館条例第 5 条の規定による使用の許可の取消し、許可に付した条件の変更及び施設等の仕様の停止に関する業務
- ④ 郷土館条例第 12 条第 1 項の規定による施設等の利用料金の徴収に関する業務
- ⑤ 郷土館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ⑥ その他上記各号に付随する業務

（２）県政史緑地に関する業務

- ① 都市公園条例第 5 条第 1 項の規定による行為の許可等に関する業務、都市公園条例第 13 条の規定による許可の取消し、効力の停止及び条件の変更に関する業務
- ② 県政史緑地の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ③ その他上記各号に付随する業務

（３）その他業務

- ① 自主事業※の実施
- ② 事業計画書及び収支計画書の作成
- ③ 事業報告書の作成
- ④ 月例報告
- ⑤ サービス向上に向けた自己検証の実施及び当該検証結果の県への報告
- ⑥ 指定管理が満了したとき又は指定が取り消されたときの引継事務
- ⑦ その他の業務

※ 自主事業とは、指定管理者が自己の責任と費用により、指定管理業務の実施を妨げない範囲において実施する、当該施設の利用促進・活性化、利便性の向上等に資する事業とします。なお、自主事業を実施するに当たっては、あらかじめ県の承認を得るものとします。収支計画書の作成に当た

っては、指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支を分けることとします。

※ 詳細は別添「山形県郷土館（愛称：文翔館）及び県政史緑地管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）」を参照してください。

4 指定管理者募集に関する事項

(1) 指定管理者の募集及び選定スケジュール

主な手続きの実施スケジュールは、次のとおりです。

- | | | | |
|---------------|--------------|---|----------|
| ① 募集要項等の配布 | 令和3年6月11日(金) | ～ | 7月16日(金) |
| ② 質問書の受付 | 令和3年6月11日(金) | ～ | 7月6日(火) |
| ③ 現地説明会の開催 | 令和3年6月29日(火) | | |
| ④ 申請書類の受付 | 令和3年6月11日(金) | ～ | 7月16日(金) |
| ⑤ 審査 | 令和3年7月下旬 | ～ | 8月上旬 |
| ⑥ 選定された候補者の公表 | 令和3年9月 | | 予定 |
| ⑦ 指定管理者の指定 | 令和3年10月 | | 予定 |
| ⑧ 指定管理者との協定締結 | 令和4年2月 | | 予定 |

(2) 指定管理者の募集手続き

① 募集要項等の配布

ア 配布期間 令和3年6月11日(金)から7月16日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

イ 配布場所 山形県観光文化スポーツ部 文化振興・文化財活用課 文化振興担当
なお、県のホームページ (<https://www.pref.yamagata.jp/>) から入手することができます。

② 募集に関する質問書の受付

ア 受付期間 令和3年6月11日(金)から7月6日(火)午後5時15分（必着）まで

イ 提出方法 持参、郵送、電子メール又はFAXで、1（6）の問合せ先まで期間内に文書で送付してください。

なお、質問書を送付した場合は、必ず電話で到達を確認してください。様式は自由です。ただし、電話、来訪など口頭による質問は受け付けません。

ウ 回答方法 質問書に対する回答は、質問書を提出した法人又は団体に電子メール等で随時回答するとともに、前記の県ホームページに掲載します。

③ 現地説明会

ア 開催日時 令和3年6月29日(火)午前10時から

イ 集合場所 郷土館 議場ホール

ウ 参加人員 各法人等3名以内

エ 申込方法等 現地説明会参加申込書（別紙様式3）により、持参、郵送、電子メール又はFAXで、1（6）の問合せ先へ令和3年6月23日(水)午後5時15分(必着)までにお申し込みください。

なお、現地説明会参加申込書を送付した場合は、必ず電話で到達を確認してください。

④ 申請書類の受付

ア 受付期間 令和3年6月11日(金)から7月16日(金)まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付方法 1の（6）の問合せ先まで、持参又は郵送してください。なお、郵送の

場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付けます。

- ⑤ 審査
7月下旬から8月上旬の間に実施します。ヒアリングを実施する場合は、別途、申請者に通知します。
- ⑥ 候補者の選定
審査委員会における審査結果に基づき、候補者を選定し、申請者全員に結果を通知するとともに、前記の県ホームページにおいて公表します。(令和3年9月予定)
- ⑦ 指定管理者の指定
県議会の議決後に、候補者を指定管理者に指定します。(令和3年10月予定)
- ⑧ 指定管理者との協定締結
指定管理者の指定後に協定を締結します。(令和4年2月予定)

(3) 申請に関する事項

- ① 申請者に必要な資格
次に掲げる要件をすべて満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
 - ア 県内に主たる事業所（本店）を有すること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
 - ウ 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
 - エ 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - オ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
 - カ 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - ・ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ・ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
 - ・ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
 - キ 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する申請でないこと。
 - ク 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続きが行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
 - ケ 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員がアからクまでの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - ・ 共同事業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
 - ・ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
- ② 複数の団体による共同申請
サービスの向上又は効率的な運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等が共同事業体を構成して申請することができます。この場合は次の③の4から13までの書類は、構成員ごとに提出してください。

③ 申請書類

申請時には、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を9部（正本1部、副本8部）提出してください。

1	指定管理者の指定申請書	手続条例施行規則別記様式第1号
2	法人等の概要	・別紙様式1 ・共同事業体が申請を行う場合には、共同事業体申請構成表（別紙様式2）も提出してください。
3	事業計画書、収支計画書	・別紙様式4-1～4-6 なお、事業計画書には次の事項について記載ください。 a 郷土館等の管理運営方針 （郷土館の開館時間及び休館日の設定に関する事項を含む。） b 年度別収支計画書（5箇年分） （県が支払うべき委託料の額並びに利用料金及びその減免基準の設定に関する事項を含む。） c 年度別事業別スケジュール（5箇年分） d 施設又は設備の維持管理計画 e 来館者の案内計画、郷土館等及び収蔵品の保存管理計画及び公開に関する事業企画 f 文化振興に配慮しながら郷土館等の活用を図る自主事業企画（貸館事業の推進方策等を含む。） g 郷土館等への職員配置計画及び管理運営体制 h 利用者ニーズの把握及び苦情対応等の計画 i 危機管理対策 j 情報公開及び個人情報に関して講ずる措置 k その他 ・現指定管理者が申請者の場合、指定を受けた期間すべての「サービス提供・管理運営状況に係る検証等結果【検証シート】」を審査会時に事務局より提出し、審査の参考とします。
4	指定管理者の申請者に必要な資格を満たしていることの申立書	別紙様式5
5	労働関係法令の遵守に関する誓約書	別紙様式6
6	法人等の定款、寄付行為若しくは規約および登記事項証明書又はこれらに準ずる書類	
7	法人等における申請の日の属する事業年度より前3箇年分の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、財産目録、その他法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類	申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、設立時の財産目録等
8	法人等の役員の名簿及び履歴書	
9	法人等が現に行っている業務の概要並びに法人等の組織及	

	び運営に関する事項を記載した書類	
10	消費税納税証明書及び法人の場合は法人税納税証明書	税務署の発行する直近1年間の証明書。提出日において発行の日から3か月以内のものに限る。
11	山形県税について未納の徴収金(納期限が到来していないものを除く。)がない旨の証明書	総合支庁が発行する直近1年間の証明書。提出日において発行の日から3箇月以内のものに限る。
12	市町村税について未納の徴収金(納期限が到来していないものを除く。)がない旨の証明書	市町村が発行する直近1年間の証明書。提出日において発行の日から3箇月以内のものに限る。
13	社会保険への加入状況を確認できる書類	[雇用保険] 下記の書類のいずれか ・資格取得等確認通知書(写) ・直近の概算保険料又は確定保険料申告書(写)及び領収済通知書(写) [健康保険及び厚生年金補懸念] 下記の書類のいずれか ・被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書(写) ・被保険者報酬月額基礎届に伴う標準報酬決定通知書(写) ・直近の保険料の領収通知書(写)
14	その他審査の参考となる資料	

※ 上記提出書類のうち、該当しないものがある場合は、該当のない提出書類の名称と該当のない理由を記載した書類(任意様式)を提出してください。

④ 留意事項

- ア 必要に応じて関連法人等の財務状況や金融機関の支援体制等の資料を求める場合があります。
- イ 申請に際して必要となる費用はすべて申請者の負担とします。
- ウ 申請書類の修正(軽微な修正は除く。)は原則としてできません。
- エ 応募書類を提出した後に辞退する際には、辞退する施設名、辞退する者の名称、申請を辞退する旨を記載した書面に代表者印を押印し、7月16日(金)までに提出してください。辞退後の再申請はできません。
- オ 提出された申請書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- カ 申請から県議会における指定の議決までの間に、法人等の名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名に変更があった場合は、速やかに、山形県知事あて変更届(任意の様式)を提出してください。

(4) 欠格事項

申請書が次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請者を失格とします。

- ① 本募集要項に定める資格・要件が備わっていない場合
- ② 事業計画書において、指定管理料が県の提示する額を上回っている場合
- ③ 複数の事業計画書を提出した場合
- ④ 様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しない場合
- ⑤ 審査委員会の委員に個別に接触した場合
- ⑥ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ⑦ 申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ⑧ その他不正な行為があった場合

5 経費に関する事項

県は、予算の範囲内で、指定管理者に次に記載する上限額以内で指定期間中における管理運営に要する管理経費として指定管理料を支払いますので、「収支計画書」（様式2-2）の「指定管理料」の欄に記載するうえで参考にしてください。

また、指定管理者による施設の管理においては、地方自治法第244条の2第8項で定める「**利用料金制**」を採用するため、指定管理者は、指定管理料のほか利用者が支払う施設の利用料金を、自らの収入とすることができます。

(1) 上限額

- ① 指定期間中に県が支払う指定管理料の上限額（消費税及び地方消費税を含む。）は次のとおりとします。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
99,893千円	99,893千円	99,893千円	99,893千円	99,893千円	499,465千円

※ 申請の際は、この上限額以内で指定管理料を提示してください。

なお、各年度においても年度上限額以内となるようにしてください。上限額を超えた申請は受理しません。

- ② 指定管理料については、事業計画書に提示のあった金額を参考に指定管理者と協議を行い、年度協定に定めます。

なお、実際の指定管理料は、指定管理者が申請時に提示した額ではなく、これを上限として毎年度定める予算により確定します。（年度によっては指定管理者の提示金額に満たない場合があります。）

(2) 指定管理料の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準として、分割して指定管理料を支払います。支払方法、時期については、年度協定で定めます。

(3) 県が支払う指定管理料に含まれるもの

- ① 人件費
- ② 事務費（消耗品、電話料等）
- ③ 管理費（光熱水費、保守管理費、修繕費、施設・設備の維持管理に関する経費）
- ④ その他必要と認める経費

(4) 自主事業の取扱い

指定管理者自らが企画し実施する自主事業に要する経費は、指定管理料には含まれず、その事業によって得られる収入等をもって充てるものとします。

(5) 会計処理

郷土館及び県政史緑地の管理運営に係る会計処理は、指定管理者の他の事業と区別して専用の口座で管理してください。

6 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

審査委員会において、申請者から提出のあった事業計画書の内容等について、サービス向上、管

理経費の節減、地域経済への貢献、管理運営の安定性、より良い地域社会を形成する観点などの次の選定基準に基づく得点を参考のうえ、総合的に審査し、候補者を選定します。

(2) 選定基準

手続条例第3条に定める以下の基準を踏まえ選定します。

- ① 公の施設の平等利用が確保されるものであること。
- ② 事業計画書の内容が、公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。
- ③ 事業計画書に沿った公の施設の管理を適正かつ確実にを行う能力を有すること。

(3) 選定基準と配点

選定基準	審査項目	審査のポイント	確認書類 (項目)	配点等	
I 基本事項	1 施設の設置 目的と管理運 営方針	○県が示す管理運営方針と申請者が提案 した方針は合致するか。 ○申請者の経営モラルは適切か。	事業計画書 (運営方針)	満たし ていな ければ 失格	
	2 収支計画の 適格性及び実 現の可能性	○申請者が提示した指定管理料は、県が 示した上限額以内となっているか。 ○収支の積算と事業計画は整合性が図ら れているか。 ○収支計画は実現可能なものか。 ○業務遂行のための適切な積算となっ ているか。 ○現指定管理者が申請者の場合は、現事 業計画の履行状況から、次期事業計画 は実現可能か。	事業計画書 収支計画書 ※収支計画の積算根拠資 料を含む サービス提供・管理運営 状況に係る検証等結果 【検証シート】		
	3 施設の維持 管理の適確性	○当該施設を適切かつ安定的に管理運営 する能力があるか。 ○県が求める維持管理の基準に合致して いるか。	事業計画書		
	4 労働法令の 遵守	○労働関係法令は遵守しているか。 ○最低賃金は遵守しているか。	労働法令違反状況、最低 賃金の遵守状況等		
II 施設の平等 利用の確保	平等利用を図 るための具体 的手法と期待 される効果	○使用許可手続き、利用料金体系等が、 平等に利用できる仕組みとなっている か。 ○高齢者や障がい者等、全ての利用者の 平等な利用や利用のしやすさに配慮し ているか。 ○事業内容に偏りがいないか。	事業計画書 (運営方針) (事業内容)	5	5
III 事業計画書 の内容が施設 の目的を 効果的かつ 効率的に達 成すること	1 管理経費に おける経済性	○効率的な維持管理を図ることなどに よ、提案額は県が示す上限額と比べ節 減は図られているか。	事業計画書 収支計画書 ※収支計画の積算根拠資 料を含む	10	59
	2 施設及び収 蔵品の公開	○来館者に対する案内方法は適切か。 ○多くの県民等が郷土館に触れてもら うため、公開内容・方法等についてどの	事業計画書 (公開事業計画) 収支計画書	15	

ができること		ように計画しているか。	スケジュール		
	3 施設及び収蔵品の保存管理	○重要文化財としての郷土館やその収蔵品を良好な状態で保存管理することに配慮されているか。 ○保存管理計画は実現可能なものか。	事業計画書 (保存管理事業計画) 収支計画書 スケジュール	15	
	4 施設の維持管理の内容の妥当性	○維持管理の内容(実施回数、箇所等)は、適切な計画となっているか。 ○施設の安全管理、利用者の安全管理の取組み(防犯・防災・事故防止・感染症防止等の対策)は十分か。	事業計画書 ※維持管理の内容(回数、箇所等) 修繕計画 業務毎実施計画書 収支計画書	5	
	5 施設を活用した文化振興	○郷土館等を活用した自主事業等をどのように計画しているか。また計画に具体性があるか。 ○文化振興に配慮した貸館運営をどのように計画しているか。	事業計画書 (自主事業計画) (貸館運営事業計画) (スケジュール)	10	
	6 管理運営に有益な地域における活動(地域貢献)	○地域との関わりが強い活動や地域と一体となった活動等。 ○地域、関係機関、ボランティアとの連携は十分か。	事業計画書	4	
IV 事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実にを行う能力を有すること	1 安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制	○職員体制(人数・配置体制)は十分か。 ○責任の所在は明確か。 ○有資格者、経験者等の配置は十分か。 ○職員の採用、確保方策は適切か。 ○職員の育成、研修体制は十分か。 ○外部委託の実施計画は妥当か。 ○共同企業体の場合、構成団体の責任・役割分担は妥当か。 ○過去に本県の公の施設の指定管理者として重大な協定違反等をした事実はないか。あった場合は適正な措置がとられているか。	事業計画書 (組織図) (実施体制) (雇用計画) (研修計画) 資格証明書 共同企業体協定書	7	21
	2 財務状況及び経営基盤	○申請者の財務状況は健全か。 ○金融機関、出資者等の支援体制は十分か。	会社概要、定款、登記事項証明書、財務諸表	7	
	3 安定的な運営が可能となる業務実績	○文化施設や文化財の管理に係る類似業務の実績の有無。	事業計画書 (類似業務実績) 類似業務に係る契約書・仕様書等の写し等	7	
V その他	1 利用者要望への対応	○利用者等からの苦情、要望の把握及びそれらへの対応体制は妥当か。 ○トラブルの未然防止対策、発生時の対応は妥当か。	事業計画書 (苦情対応等の計画)	3	3

2 緊急時の対応	○防災対策、緊急時及び事故発生時の対策（未然防止対策を含む）は妥当か。	事業計画書 （リスク管理） （緊急事体制）	3	3
3 情報公開、個人情報保護及び公益通報保護の取組	○情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組は妥当か。	事業計画書 会社概要等	3	3
4 地域経済への貢献度	○地元企業の参画・活用や地域経済への貢献を考慮しているか。	事業雄計画書	3	3
5 県の施策への協力	○県が進める各種施策（別表）に対し、協力しているか。	会社概要等	3	3
合 計			100	点

(別表) 県の施策への協力で評価する各種施策

- | |
|--|
| ①エコアクション 21 取得
②障がい者雇用
③子育て支援
④ワークライフバランス表彰・男女いきいき子育て応援宣言
⑤建設雇用改善優良事業所表彰
⑥地域貢献活動（災害活動、マイロード等）
⑦新規学卒者の雇用・インターンシップ受入れ
⑧山形ウーマノミクスの推進
⑨協力雇用主としての活動
⑩新分野進出等経営革新への取組み（再生可能エネルギー分野への進出を含む）
⑪その他必要と認める施策 |
|--|

7 協定に関する事項

審査委員会により選定された候補者について、県議会の議決を経て指定管理者として指定した後、細部についての協議を行い、施設の管理運営に関する指定期間全体の「**包括協定**」を締結します。

ただし、協定締結及び協定発効以前に、指定管理者の財務状況が悪化する、社会的信用を著しく失うなど、指定管理者として相応しくないと認められる状況に至った場合は、協定を締結しない、あるいは協定を解除することがあります。

また、年度ごとに施設の管理運営に係る「**年度協定**」の締結を行います。

それぞれの協定の内容は次のものを予定しています。

(1) 包括協定

- ① 指定期間に関する事項
- ② 事業計画に関する事項
- ③ 管理の基準（開館時間、休館日等）、利用料金の設定・減免、行為制限に関する事項
- ④ 業務の内容及び範囲に関する事項
- ⑤ 物品等の帰属に関する事項
- ⑥ 事業報告（添付書類を含む。）に関する事項
- ⑦ アンケートの実施など利用者の意見や要望の把握に関する事項
- ⑧ サービス提供や管理運営状況の分析・検証に関する事項
- ⑨ 県が支払う指定管理料の総額、支払方法及び会計処理に関する事項
- ⑩ 県と指定管理者の定期的な意見交換及び協定にない問題が生じた際の連絡調整のあり方に関する事項

- ⑪ 指定の取消し、業務の停止命令に関する事項
- ⑫ 安全管理（大規模災害時の対応方針等を含む）、リスク管理（施設の管理運営に支障が生じるような大幅な物価変動等が生じた場合の取決めを含む。）、責任分担、原状回復義務、損害賠償等に関する事項
- ⑬ 管理運営上重大な支障が生じた場合又はそのおそれが生じた場合の指定管理者からの報告（県の求めによる資料等の提出を含む。）に関する事項
- ⑭ 情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護に関する事項
- ⑮ 事業の引継ぎに関する事項
- ⑯ 環境へ配慮した取組みに関する事項（山形県環境保全率先実行計画（第5期）の内容に留意した記載とする）
- ⑰ 労働関係法令の遵守及び雇用・労働条件に対する配慮に関する事項
- ⑱ その他県が必要と認める事項

（2）年度協定

- ① 当該年度の事業の実施に関する事項
- ② 当該年度における県が支払う指定管理料の額及び支払方法に関する事項
- ③ 当該年度に実施する事業に関する事業報告、リスク管理、責任分担等に関する事項
- ④ その他県が必要と認める事項

8 調査及び指示

地方自治法施行令第244条の2第10項の規定により、指定管理者が管理する施設の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることがあります。

9 関係法令等の遵守

指定管理者が業務を遂行するにあたり、関連する法令がある場合は、それらを遵守してください。施設設置条例及び関連する規則のほか、特に次の法令に留意してください。

（1）地方自治法

第244条第2項

指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではなりません。

第244条第3項

指定管理者は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはなりません。

（2）山形県行政手続条例（平成8年3月県条例第9号）

県では、行政処分等に関する手続きに関し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的として、必要な事項を条例で定めています。

指定管理者は、この条例の適用を受ける「行政庁」に含まれると解されるため、同条例の諸規定が適用されます。

（3）山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）

県では、個人情報を保護するため、その適正な取扱いに関して必要な事項及び保有する個人情報

の本人開示及び訂正を請求する権利等を条例で定めることにより、個人の権利利益を保護し、県政の適正かつ公正な運営を図っています。

本条例第9条において、個人情報に係る事務の委託を受けた者の個人情報保護に関する義務が規定されており、指定管理者においても同条の規定が適用されます。

10 情報公開について

(1) 指定申請書類の著作権及び公表

指定申請書類の著作権は、指定管理者に指定されるまでは申請者に、指定後は県に帰属します。指定管理者の指定後、指定管理者となった者から提出があった申請書類について、山形県個人情報保護条例の諸規定を遵守の上、県は原則としてその全部を情報公開窓口（県庁の行政情報センター及び総合支庁窓口。以下同じ。）で公表します。

また、指定管理者とならなかった者から提出があった指定申請書類についても、県はその全部を公表することができるものとします。

(2) 候補者の選定に関する情報等の公表

審査委員会の会議録等を県ホームページで公開します。

候補者選定手続きの透明性を確保するため、審査の方法、選定基準、配点、候補者の名称・所在地並びに候補者選定の結果及び理由（採点結果を含む。）について、県ホームページ及び情報公開窓口で公表します。

(3) 事業報告書及び財務諸表の公表

指定管理者から毎年度、県に提出される事業報告書及び財務諸表は、原則としてその全部を情報公開窓口で公表します。

(4) 管理運営状況等に係る検証結果の公表

毎年実施する管理運営状況等に係る検証結果は、県ホームページ及び情報公開窓口で公表します。

(5) 指定管理者が行う情報公開に係る県の指導

指定管理者が行う情報公開については、「公の施設に係る指定管理者の情報公開指導要綱」に基づき、県は指定管理者に対して指導できるものとします。

11 指定管理者の指定の取消しに関する事項等

指定管理者の業務開始前又は指定期間中に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者として指定された者が、次の事項に該当した場合は、指定管理者の候補者の選定若しくは指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

(1) 指定管理者の業務開始前までの期間における取消し要件等

- ① 県議会の議決を得られなかった場合
- ② 指定管理者の候補者又は指定管理者が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こした場合
- ③ 指定管理者の候補者又は指定管理者が提出した書類に虚偽の記載があることが判明した場合
- ④ その他指定管理者に指定することが不可能となった場合、又は著しく不相当と認められる事案が生じた場合

(2) 指定期間中における取消し要件等

- ① 手続条例第3条に定める基準及び本募集要項の4(3)①の「申請者に必要な資格」を満たさなくなった場合
- ② 指定管理者の財政状況が著しく悪化し、管理業務の履行が確実にないと認められる場合
- ③ 本募集要項9の県が行う必要な指示(いわゆる改善勧告)に従わない場合又は指示内容に係る改善が見られない場合
- ④ 合併・分割等による法人格の変更に伴い、再度指定手続きを行う場合
- ⑤ 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続させることが適当でないと認められる場合(例:法人等の解散、不適切な施設運営、施設運営収支の著しい悪化、法令又は協定等の違反、施設管理の責任者又は法人等の役員の刑事訴追、指定の取消しの申し出があった場合 など)
- ⑥ 情報公開、個人情報の保護、公益通報者の保護の取扱い及び承認等の手続きが不適切であると認められる場合

(3) 協定締結の解除等

上記(1)又は(2)が適用された場合には、業務の停止を除き、協定を締結しないか又は協定を解除します。

(4) 損害賠償

上記(1)又は(2)により指定管理者の候補者としての選定又は指定管理者の指定が取り消された場合で、県に損害が発生した場合には、県は損害賠償請求を行います。

(5) 管理に要した費用の精算

上記(2)により指定管理者の指定が取り消され又は業務の全部が停止となった場合において、それまでに管理に要した費用が、県が指定管理者に支払った額に満たない場合は、指定管理者は県に対して残額を返還するものとします。

(6) その他

- ① 指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに県に報告しなければなりません。
- ② 自然災害等、県及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合には、県と指定管理者は、業務の継続の可否について協議するものとします。
- ③ 自己の都合により指定管理者からの指定の取消しを求める場合には、その後の管理業務に支障を及ぼさないよう十分な期間をもって申し出をしてください。

12 その他

協定の解釈に疑義が生じた場合、又は、協定に定めのない事由が生じた場合は、県と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。